

「ラブコスメ」事件

大阪地裁平成19年10月1日判決
平成18年(ワ)第4737号 商標権侵害差止等請求事件
キーワード：商標の要部

無効理由を有する登録商標に基づく登録商標使用の抗弁が認められなかった事案。

[事案の概要]

本件は、被告が化粧品について使用する標章が、原告の商標権を侵害するとして、被告の標章を化粧品に付する行為の禁止等を求めた事案である。

[裁判所の判断]

裁判所は、被告標章を被告商品のうちの化粧品について用いた場合、これに接した取引者・需要者は、「コスメ」の部分由被告商品の内容が化粧品であることを意味するものにすぎないものと理解し、「ラブ」の部分を自他商品の識別機能を果たす要部であると認識することが十分にあるものというべきであるとして、被告標章と原告商標は、要部において称呼、観念が同一であるから、外観を考慮しても全体として類似するというべきである旨判断した。

また、被告は、自己の有する登録商標に基づき登録商標使用の抗弁を主張した。しかし、被告登録商標は先願である原告商標の存在により無効とされるべきものであるから、被告が、被告登録商標の権利行使をすることは、権利の濫用として許されないと解するべきであり、被告標章について、自己の登録商標である被告登録商標の使用であるから、その使用を制限されることはないという主張は理由がないと判示された。

原告商標：登録第2219231号「LOVE」他
被告標章：「ラブコスメ」他
被告登録商標：登録第5046619号「ラブコスメ」他

弁理士 土生 真之